

当院の施設基準

1. 個人情報の利用目的について

(1)当院が、医療サービスの遂行上、収集し知り得た患者さまの情報を利用する目的は以下に限定されます。

1.院内での利用

患者さまに提供する医療サービス

医療保険事務

入退院等の病棟管理

会計・経理

医療事故等の報告

患者さまへの医療サービスの向上

当院内において行われる医療実習への協力

その他、当院の管理運営業務に関する利用

2.院外への情報提供としての利用

他の病院・診療所・助産所・薬局・訪問看護ステーション・介護サービス事業者等との連携

他の医療機関等からの照会への回答

患者さまの診療のため、外部の医師等の意見・助言を求める場合

検体検査業務の委託、その他の委託業務

ご家族等への病状説明

保険事務の委託

審査支払機関へのレセプト提供

審査支払機関又は保険者からの照会への回答

企業等から委託を受けて行う健康診断等における、企業等へのその結果の通知

医師賠償責任保険などに係る、医療に関する専門の団体、保険会社等への相談又は届出等

その他、患者さまへの医療保険事務に関する利用

3.その他の利用

医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料

医療の質向上を目的とした院内外での症例検討および学会・医学誌等への発表

外部監査機関への情報提供

臨床研究・治験を実施する場合、もしくは臨床研究・治験を実施するか否かを判断する目的で行う、患者さまの現在及び過去のカルテ(診療録)の調査

(2)当院は、あらかじめ患者さまご本人の同意を得ないで、上記の利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱いません。ただし、下記の場合は同意を得る必要はないものとします。

法令に基づく場合

人の生命、身体または財産の保護のために必要があって、ご本人の同意を得ることが困難であるとき

公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要な場合であって、ご本人の同意を得ることが困難であるとき

国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、ご本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

夜間早朝等加算

下記の時間帯に受付をされた場合、表示診療時間内であっても夜間早朝等加算の取扱いとなりますので、予めご了承ください。

【土曜】 12 時 - 14 時

【日曜】 10 時 - 14 時

明細書発行体制等加算

当院では、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されます。明細書の発行を希望されない方は、受付にてその旨お申し出下さい。

時間外対応加算2

当院では再診の患者様に対して時間外対応加算を算定しております。

通院されている方が時間外に緊急の相談がある場合にも対応できるよう、【時間外対応加算2】という施設基準を満たす体制を整えています。(初診の患者様には対応しておりません。)そのような診療体制に対して、当クリニックに通われるすべての患者様の毎回の診療において、保険点数が加算されます。

当院へのご連絡は090-3834-5660 へ電話してください。

状況により通話できない場合はメッセージを残してください。確認次第折り返し連絡いたします。

原則、当院で対応いたしますがやむを得ず対応できない場合は下記の医療機関にご連絡ください。

【木阪病院】 082-421-0800

一般名処方加算

当院は患者様に必要な医薬品を確保するため、医薬品の供給状況を踏まえつつ、薬局とも連携のうえ、一般名処方(お薬をメーカー・銘柄を指定せず記載すること)をおこなっております。一般名処方により、特定の医薬品の供給が不足した場合でも患者様に必要な医薬品を提供しやすくなりますので、ご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

医療情報取得加算

当院は医療情報取得加算の算定医療機関です。

当院では診療情報(受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報)を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。

※正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。

医療 DX 推進体制整備加算

当院は医療 DX 推進体制整備について以下の通り対応しております

- 1、オンライン請求を行っています。
- 2、オンライン資格確認を行っています。
- 3、オンライン資格確認をして取得した診療情報を閲覧・活用できる体制を有しています。
- 4、電子処方箋対応しております。
- 5、電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制について対応を検討しています。
- 6、マイナンバーカードの健康保険証利用について、お声かけを行っています。
- 7、医療 DX 推進体制に関する事項および質の高い診療を実施するため十分な情報を取得し、活用して診療を行うことについて、院内の見やすい場所およびウェブサイトに掲示しております。